

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
1	■ 都市圏の目指す将来像	イラスト	追加	各分野の目指す将来像 に関するイラストを掲載
1	都市圏が目指す2050年地域脱炭素の姿 解説	文章	追加	目指す将来像のイラストの解説を掲載
1	出典資料引用の記載方法を統一	文章	修正	資料:~
1	年度の書き方を統一	文章	修正	「令和〇年度(20〇〇年度)」に統一
2	(2) 計画策定の目的	文章	修正	<p>本計画では、P7 に定義する 23 市町村の住民、事業者、行政が一体となって、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、温室効果ガスの排出削減に取り組むことを目的とします。</p> <p>また、環境と調和した地域づくりを進めるとともに、気候変動による影響への適応力を高めることも目指します。</p> <p>本計画は、熊本連携中枢都市圏にある恵まれた自然環境を守り、未来へと引き継ぎながら、都市圏の自然資源及び人的・知的資源等を活用・循環させた脱炭素の取組により、持続可能で豊かな都市圏を実現することを目的とします。</p> <p>この目的の実現に向け、本計画では「温室効果ガス削減目標の達成」「環境と共生した脱炭素社会の実現」「未来につなげるための一人ひとりの意識改革」を計画の目指す姿に設定し、p.3 に定義する 23 市町村の住民、事業者、行政が一体となって、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。</p>
14	コラム 地球温暖化対策計画等の概要	注釈番号	修正	グリーントランスマネージメント(GX) 15
15	(3) 熊本県の主な動き	文章	追加	<p>令和 5 年(2023 年) 熊本県及び益城町「第4回脱炭素先行地域」に選定</p> <p>熊本県及び益城町は、環境省の「第 4 回脱炭素先行地域」において、阿蘇くまもと空港周辺の産業団地を対象とした、製造業及び農林水産業事業者の脱炭素化に向けた取組を提案し、選定されました。</p>
15	(3) 熊本県の主な動き	文章	追加	令和 5 年(2023 年) 熊本県及び益城町「第4回脱炭素先行地域」に選定
16	令和 6 年(2024 年)「バス・電車無料の日」の実施	文章	修正	令和 6 年度(2024 年度)からは、対象エリアを都市圏へと拡大し、より広域での公共交通利用促進を目指して「バス・電車無料の日」の取組を継続しています
17	■ 旧計画(18市町村)における温室効果ガス排出状況	注釈	追加	※統計データの公表時期の関係により、数年遅れて算出。
18	コラム:電気の排出係数とは	コラム	追加	コラムの追加
19	2-2 旧計画におけるこれまでの取組・今後の課題	冒頭文章	追加	旧計画では、各基本方針の施策についてアクションプランを定め、計画開始年度から毎年度、取組状況を検証してきました。本項では、その検証結果を踏まえ、旧計画の各基本方針における取組の実績を踏まえた今後の課題を記載しています。
19,22,25 ,28,30	これまでの取組	文章	修正	箇条書きの表記に修正

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
19	これまでの取組 対策② 災害対策にも有効なエネルギー・システムの構築	文章	追加	→ごみ焼却により発電した電気の活用
20,23,26 ,29,30	■ 旧計画の基本方針〇に関する主な取組及び実績	グラフ	追加	取組実績に関するグラフを掲載
23	■ 旧計画の基本方針2に関する主な取組及び実績	グラフ	修正	▷ ZEH 及び断熱改修の導入に係る助成制度により、住宅のエネルギー消費量を削減
29	■ 旧計画の基本方針4に関する主な取組及び実績	表	修正	▷ 雨水貯留施設の設置に係る助成制度により地下水のかん養に貢献
31	■ 温室効果ガス排出量の推移	注釈	追加	※統計データの公表時期の関係により、数年遅れて算出。
31	■ 温室効果ガス排出量の推移	グラフ	追加	「電気の排出係数(調整後)」のデータをグラフ内に追加
31	■ 温室効果ガス排出量の排出内訳	グラフ	追加	2013年度の排出内訳の円グラフを掲載
32	■ 部門・分野別CO2排出量の主な排出源 エネルギー起源CO2以外	表	修正	部門・分野の記載順を修正
33	■ エネルギー消費量の推移	グラフ	追加	削減率をグラフ内に追加
一	(3) 都市圏における人口1人当たりの温室効果ガス排出量	文章	修正	(3) 都市圏における人口1人当たりの温室効果ガス排出量
35,36,38	■ ○○部門の電力及び化石燃料消費量の推移	グラフ	追加	各部門の電力及び化石燃料消費量のグラフを掲載
40	④ 運輸部門 ■ 人口1人当たりの自家用自動車の保有台数(令和4年度(2022年度))	グラフ	追加	人口1人当たりの自家用自動車の保有台数のグラフを掲載
40	④ 運輸部門 ■ 都市圏の自動車保有台数及びガソリン車の燃費の推移	グラフ	追加	都市圏の自動車保有台数及びガソリン車の燃費の推移のグラフを掲載
41	コラム:地球温暖化対策にもつながる交通渋滞対策	コラム	追加	コラムを追加
42	⑤ 廃棄物分野 ■ 廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移	グラフ	修正	「人口1人当たりの廃プラスチック焼却量」のデータをグラフ内に追加
42	⑤ 廃棄物分野	グラフ	修正	「廃棄物分野の市町村別排出割合」のグラフを削除
43	⑥ 農業分野 ■ 都市圏における家畜の飼養頭数	グラフ	追加	都市圏における家畜の飼養頭数のグラフを掲載

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
44	(4)市町村別の人口1人当たりの温室効果ガス排出量	文章	修正	(5)市町村の排出特性
48	■都市圏における再生可能エネルギーの導入設備容量(kW)	写真	追加	—
55	■気候変動により現在及び将来にわたって予測される影響	表	修正	水供給(地表水)
56	■気候変動により予測されうる身近な影響 水環境・水資源の影響	文章	修正	➢地下水位の低下 ・豪雨頻度の増加によって雨水が地下に浸透する前に河川等へ流出や、雨が降らない日が増加することにより、地下水量が減少し持続的利用が困難になる。
57-63	住民・事業者・子どもの環境に対する取組状況等	文章 グラフ	追加	—
65	4-2 温室効果ガス削減目標の設定 (1)都市圏の温室効果ガス削減目標	表	修正	令和17年度(2035年度):65%以上削減 排出・吸収量の目安:395万tCO2 令和22年度(2040年度):77%以上削減 排出・吸収量の目安:255万tCO2
66	■部門・分野別の温室効果ガス削減目標及び排出・吸収量の目安	表	修正	・2035年度の部門別削減目標 ・2040年度の削減目標
67	■市町村別の温室効果ガス削減目標及び排出の目安 森林吸収	表	修正	2030 -43(万t-CO2) 2035 -41(万t-CO2) 2050 -40(万t-CO2)
68	削減目標の考え方	文章	修正	4-4 目標設定の考え方
69	(2)排出削減の方向性 ■国・都市圏の対策による削減見込量	表	修正	廃棄物分野 ▷廃棄物焼却量の削減 ▷プラスチックごみの分別収集・再生利用の推進  農業分野 ▷土壤診断に基づく適正施肥の推進 ▷環境保全型農業の推進
				廃棄物分野 ▷廃棄物焼却量の削減 ▷プラスチックごみの分別収集・リサイクルの推進  農業分野 ▷環境保全型農業の推進

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後		
70	① 産業部門	文章	修正	<p>経済活動の活性化を踏まえた製造業を中心とした脱炭素化の促進</p> <p>産業部門(製造業)では、生産に必要な熱を得るために、多くの燃料及び電力を消費します。また、生産設備を稼働させるために多くの電力を消費します。</p> <p>このため、南関町、長洲町、西原村、大津町及び合志市等では、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、化石燃料の電化・燃料転換、工場屋根等を活用した太陽光発電の導入促進等により、経済活動を活性化させながら、産業部門(製造業)からの温室効果ガスを削減します。</p>	<p>製造業を中心とした脱炭素化の促進と経済成長の両立</p> <p>都市圏の産業部門の多くを占める製造業では、生産に必要な熱を得るために、多くの燃料及び電力を消費します。また、生産設備を稼働させるために多くの電力を消費します。都市圏では熊本市、合志市、大津町、宇土市等のエネルギー消費量が多く、その結果、排出割合が高くなっています。</p> <p>製造業においては、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、化石燃料の電化・燃料転換、工場屋根等を活用した太陽光発電の導入促進等により、経済成長との両立を図りながら、温室効果ガス排出量の削減を図ります。</p> <p>事業者は、事業活動による温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、業種の特性に応じた省エネ対策、再エネの導入・利用等を行い、脱炭素経営に転換することで、製品の環境価値向上や事業の持続可能性向上等を図ります。</p>	
70	② 業務その他部門	文章	修正	<p>業務その他部門では、動力・照明、冷暖房設備及び給湯器の稼働に伴い電気及び化石燃料を消費することで、温室効果ガスを排出します。</p> <p>このため、熊本市、阿蘇市、菊陽町及び嘉島町等では、高効率の照明・空調・給湯器への更新、建築物の断熱性能の向上、施設屋根等を活用した太陽光発電の導入促進等により、施設の快適性を維持しながら、温室効果ガスを削減します。</p>	<p>業務その他部門では、動力・照明、冷暖房設備及び給湯器の稼働に伴い電気及び化石燃料を消費することで、温室効果ガスを排出します。都市圏では熊本市、玉名市、菊陽町及び宇城市等のエネルギー消費量が多く、その結果、排出割合が高くなっています。</p> <p>業務その他部門においては、高効率の照明・空調・給湯器への更新、建築物の断熱性能の向上、施設屋根等を活用した太陽光発電の導入促進等により、施設の快適性を維持しながら、温室効果ガス排出量の削減を図ります。</p> <p>事業者は、事業活動による温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、業種の特性に応じた省エネ対策、建築物の省エネ性能向上、再エネの導入・利用等に取り組み、脱炭素経営に転換することで、施設の快適性を維持しながら排出削減対策を推進します。</p>	
71	③ 家庭部門	文章	追加	—	住民は、デコ活への関心を高め、一人ひとりが家庭でできる省エネ活動を実践するとともに、高効率省エネ設備の導入等により、快適な暮らしを享受しながら、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。	
71	④ 運輸部門	文章	追加	—	住民は、次世代自動車への乗り換え、公共交通機関やカーシェアの利用等、自身の生活様式に合った低炭素な移動手段を活用します。また、宅配ボックスの設置及び受取物の時間指定等、宅配の再配達防止に取り組みます。さらに、地域の農林水産物を積極的に購入することにより、農林水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出削減に協力します。	事業者は、事業用車の次世代自動車への更新、幹線貨物輸送から海運・鉄道を利用した輸送方法への転換等、事業用車の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
72	⑤ 廃棄物部門	文章	追加	住民は、ワンウェイプラスチックの購入及び使用を抑制するとともに、市町村が実施するプラスチックの分別ルールに則り、プラスチックのリサイクルに協力します。 事業者は、化石燃料由来のプラスチックからバイオマスプラスチック等の代替原料への転換、廃棄されるプラスチックの分別収集・リサイクルに取り組み、事業活動に伴うプラスチックの排出を抑制します。
72	⑥ 農業分野	文章	修正	環境保全農業
74	■ 緩和策の施策体系 基本方針 2 脱炭素型の都市・地域づくりの推進	表	修正	② 公共交通機関の利用促進
74	■ 緩和策の施策体系 基本方針 4 豊かな自然環境の保全と環境に配慮した農林水産業の推進	表	修正	① 地下水保全の推進 ▷ 地下水保全対策 ▷ 雨水有効活用の促進 ▷ 水源かん養林整備の促進  ③ 豊かな森・海づくりの推進 ▷ 森林整備事業 ▷ 環境保全協定 ▷ 林業担い手育成  ④ 節水等の推進 ▷ 節水等の推進 ▷ 雨水有効活用の促進
75	■ 適応策の施策体系 水資源・水環境	表	修正	公共用市域の水質調査
76	コラム:日常生活ができる緩和削	コラム	追加	コラムを追記
77,83, 87,91, 96	【施策の実施に関する指標・目標】 【施策の効果】	表	追加	2035年度の目標値、排出削減見込量を追記
77	【施策の効果】	表	修正	再生可能エネルギーの導入や利用の促進

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後	
78	行政の取組例	文章	修正	<p>3 公共施設等における再生可能エネルギーの導入 国の補助事業の活用や事業者との連携により、各公共施設に再生可能エネルギーを導入して自立電源を確保し、レジリエンスの向上を図ります。</p> <p>5 公共施設等の省エネ化 公共施設の新築・改修時には、ZEB化検討、BEMS及び高効率設備機器の導入等により、エネルギー消費量を最大限削減します。また、上下水道や廃棄物処理施設、交通インフラなど、既存インフラの広域化・集約化、長寿命化、防災機能の向上と併せ、省エネルギー化を推進します。</p> <p>6 建築物のZEH化、ZEB化の普及促進 建築物省エネ法の周知拡大及び適合審査の適切な運用により、建築物のZEH化、ZEB化の普及啓発を行います。</p>	<p>3 公共施設等における再生可能エネルギー<b>設備及び蓄電池</b>の導入 国の補助事業の活用や事業者との連携により、各公共施設に再生可能エネルギー<b>設備及び蓄電池</b>を導入することで自立電源を確保し、レジリエンスの向上を図ります。</p> <p>5 公共施設等の省エネ化 公共施設の新築・改修時には、<b>ZEB化</b>や、BEMS及び高効率設備機器の導入等により、エネルギー消費量を最大限削減します。また、上下水道や廃棄物処理施設、交通インフラなど、既存インフラの広域化・集約化、長寿命化、防災機能の向上と併せ、省エネルギー化を推進します。</p> <p>6 <b>住宅・建築物のZEH化、ZEB化の普及促進</b> 建築物省エネ法の周知拡大及び適合審査の適切な運用により、<b>住宅・建築物のZEH化、ZEB化の普及促進</b>を行います。</p>
79	住民の取組例	文章	修正	<p>3 住宅の省エネルギー化 ……また、家庭のうちエコ診断などを受診し、</p>	<p>3 住宅の省エネルギー化 ……<b>また、うちエコ診断</b>などを受診し、</p>
79	事業者の取組例	文章	修正	<p>1 事業所への再生可能エネルギーの導入 事業所に設置可能な再生可能エネルギーを導入します。</p> <p>5 ZEB化、BEMS等の導入 事務所のZEB化やBEMS導入を進め、効率的なエネルギー管理の推進を実施します。</p>	<p>1 事業所への再生可能エネルギー<b>設備及び蓄電池</b>の導入 事業所に設置可能な再生可能エネルギー<b>設備及び蓄電池</b>を導入します。</p> <p>5 <b>BEMS及びFEMSを活用したエネルギー管理の推進</b> <b>BEMS及びFEMS</b>の導入により、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転を行います。</p>
80	コラム:住宅用太陽光発電の導入によるCO <sub>2</sub> 削減効果 コラム:省エネルギーに取り組む目的	コラム	追加	—	コラムを追記
83	【施策の効果】	表	修正	公共交通機関の利用促進	公共交通の利用促進及びモビリティマネジメントの推進

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後	
84	行政の取組例	文章	修正	<p>1 次世代自動車の導入促進 公用車への電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の率先導入に取り組むとともに、都市圏の住民・事業者への次世代自動車の導入促進を図ります。</p> <p>2 公共交通機能の充実、利便性の向上 公共交通機関の利便性向上を図ることにより、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。また、自転車の利用環境を整備します。</p> <p>3 低炭素型交通の導入検討 環境負荷低減を目指した交通手段の充実を図るため、グリーンスローモビリティやパーソナルモビリティなど、新たな移動手段の導入を検討します。</p>	<p>1 都市のコンパクト化の推進 都市のコンパクト化や、ゆとりとぎわいあるウォーカブルな空間の形成等により車中心から人中心の空間へ転換します。</p> <p>2 道路交通の適正化 道路ネットワークの整備や渋滞ボトルネックの解消等により、道路交通の円滑化を図るとともに、生活空間の道路交通の低速度化等、場所に応じた適正な移動を推進します。</p> <p>3 次世代自動車の導入促進 公用車への電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車を率先して導入するとともに、都市圏の住民・事業者への次世代自動車の導入促進を図ります。</p> <p>4 公共交通の利用促進及びモビリティマネジメントの推進 公共交通の機能強化や待合環境の整備、分かりやすい情報発信などを通じた公共交通の利用促進策の実施に加え、モビリティマネジメントの推進などを通じて、自家用車から公共交通機関への利用転換を促します。</p> <p>5 温室効果ガス排出の少ない人流・物流への転換 環境負荷低減を目指した交通手段の充実を図るため、自転車、徒歩、新たなモビリティ等の低炭素な交通手段の利用を促進することで、自動車から低炭素な交通手段への転換を進めます。</p> <p>※ 4,5は追加</p>
84	住民の取組例	文章	修正	<p>3 温室効果ガス排出の少ない交通手段の選択 中心市街地や地域拠点には、パークアンドライドを活用して公共交通機関による移動を実践します。また、目的地が近距離の場合は、自転車・徒歩による移動を実践します。</p>	<p>3 温室効果ガス排出の少ない交通手段の選択 パークアンドライドの活用や、公共交通機関と徒歩またはカーシェア等、温室効果ガス排出の少ない交通手段による移動を実践します。また、目的地が近距離の場合は、自転車・徒歩による移動を実践します。</p> <p>4 輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減 宅配ボックスの設置及び受取物の時間指定等、宅配の再配達防止に取り組みます。</p> <p>※ 4は追加</p>

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
84-85	事業者の取組例	文章	修正	<p>2 利便性の高い公共交通の提供 利便性の高い公共交通を提供します。また、幅広い世代が公共交通等を利用してアクセスできる地域拠点内へ、医療や商業などの都市機能を有する施設を設置します。</p> <p>3 自転車通勤の推進 従業員等の自転車通勤を推進します。</p>
				<p>2 エコドライブの実践 エネルギーの消費と温室効果ガスの排出抑制のため、エコドライブを実施します。</p> <p>3 利便性の高い公共交通の提供 交通事業者は利便性の高い公共交通を提供します。</p> <p>4 都市のコンパクト化と連動した施設整備 幅広い世代が公共交通等を利用してアクセスできる地域拠点内へ、医療や商業などの都市機能を有する施設を設置します。</p> <p>5 自転車通勤の推進 従業員等の公共交通機関や自転車等での通勤、時差出勤を推進します。</p> <p>6 輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減 モーダルシフト及び共同輸送等、温室効果ガス排出量のより少ない物流へ転換します。</p>
85	コラム:地球温暖化対策に資する 都市のコンパクト化とウォーカブル な空間の形成	コラム	追加	コラムを追記
86	【都市圏が取り組む施策】②	タイトル	修正	② 公共交通機関の利用促進
86	【都市圏が取り組む施策】②	表	修正	<p>事業例 公共交通機関の利用促進に向けた意識啓発、公共交通機関の利便性向上など</p>
86	【都市圏が取り組む施策】②	表	修正	<p>事業例 モビリティマネジメントに対する理解促進、MaaS の普及啓発など</p>
88	行政の取組例	文章	修正	<p>1 ごみの排出抑制の徹底 家庭から発生する廃棄物の適切な分別や発生抑制を徹底します。また、食品ロス削減に取り組みます。</p> <p>2 バイオマスエネルギー創出の促進 家庭から出る食用油を回収する回収拠点を公民館などに設置し、バイオマスエネルギーの活用を促進します。</p> <p>3 プラスチックの排出削減 ワンウェイプラスチックの使用削減や、バイオプラスチックの利用を促進します。</p>
				<p>1 ごみの発生抑制 ごみの分別及びリサイクル等、住民や事業者によるごみの発生抑制の取組を促進します。</p> <p>2 廃棄物資源の有効利用の促進 家庭から出る食用油を回収する回収拠点を公民館などに設置し、バイオディーゼル燃料としての活用を促進します。</p> <p>3 プラスチックごみの排出削減 ワンウェイプラスチックの使用削減や、バイオプラスチックの利用を促進するとともに、プラスチックごみの分別収集・リサイクルを推進し、プラスチックごみの排出量を削減します。</p>

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
88	事業者の取組例	文章	修正	<p>  環境負荷低減等の取組 生産者が製品のライフサイクル全体(原材料の選択、製造工程、使用・廃棄)における環境負荷に対して、一定の責任を負うという拡大生産者責任(EPR)の考え方に基づき、環境負荷を抑えるとともに、事業活動におけるごみの排出抑制を更に進めます。</p>
89	コラム:地球温暖化対策と下水処理 コラム:地球温暖化対策とプラスチック	コラム	追加	コラムを追記
90	【都市圏が取り組む施策】①	タイトル	修正	<p>  ライフスタイル・ビジネススタイルの転換に向けた環境教育と啓発活動の推進</p>
91	【現状と課題】	文章	修正	<p>都市圏には、豊富な地下水や森林、農地等が広がり、私たちの社会活動・経済活動の基盤となっています。自然環境を保全することは、地球温暖化対策に貢献することになります。例えば、森林整備は地下水かん養対策、CO<sub>2</sub>の吸収源対策になります。また、環境保全型農業による化学肥料等の低減は、温室効果ガスの一種である一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の削減につながります。 自然環境保全の取組を通し、温室効果ガスの排出削減を進めていく必要があります。</p>
91	【施策の効果】	表	修正	<p>地下水保全の推進 環境に配慮した農林水産業の推進 豊かな森・海づくりの推進 都市緑化の普及促進</p>
				<p>豊かな森・海づくりの推進 環境に配慮した農林水産業の推進 節水等の推進 都市緑化の普及促進</p>

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後	
92	行政の取組例	文章	修正	<p>1 地下水保全対策 地下水の保全について住民の理解を促進するため、地下水を育むPR等に取り組みます。また、水使用量の削減のため、節水運動を継続して推進します。</p> <p>2 雨水有効活用の促進 雨水貯留施設や雨水浸透枠施設の整備を促進します。また、行政施設において、雨水浸透施設等のかん養施設の設置を促進します。</p> <p>3 環境保全型農業の推進 化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。</p> <p>4 家畜排せつ物の有効活用 家畜排せつ物の堆肥化やバイオマス資源としての活用等を推進します。</p> <p>5 森林整備事業 公有林の適切な維持管理や整備、私有林の森林経営管理制度による整備や私有林整備のための支援を行い、森林の維持拡大に努めます。</p> <p>6 林業の担い手育成 林業の就業者対策、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を行う青年に対する支援に努めます。</p>	<p>1 環境保全型農業の推進 化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。</p> <p>2 家畜排せつ物の有効活用 家畜排せつ物の堆肥化やバイオマス資源としての活用等を推進します。</p> <p>3 森林整備事業 公有林の適切な維持管理や整備、私有林の森林経営管理制度による整備や私有林整備のための支援を行い、森林の維持拡大に努めます。</p> <p>4 林業の担い手育成 林業の就業者対策、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を行う青年に対する支援に努めます。</p> <p>5 節水等の推進 住民の理解を促進するため、地下水を育むPR等に取り組みます。また、水使用量の削減のため、節水の取組を継続して推進します。</p> <p>6 雨水有効活用の促進 雨水貯留施設の整備を促進します。</p>
92	住民の取組例	文章	修正	<p>1 地下水保全対策 地下水保全の取組などを学び、水源かん養林の保全や地下水かん養域で生産される農産物の積極的な購入などにより地下水のかん養に貢献するとともに、各家庭や学校などにおいて節水を実践します。</p> <p>2 雨水の有効活用 雨水貯留施設や雨水浸透枠施設を整備します。</p> <p>3 環境に配慮して生産された農作物等の選択 化学肥料・化学合成農薬を低減する取組など、環境に配慮して生産された安全・安心な農作物等を積極的に選択・消費します。</p>	<p>1 環境に配慮して生産された農作物等の選択 化学肥料・化学合成農薬を低減する取組など、環境に配慮して生産された安全・安心な農作物等を積極的に選択・消費します。</p> <p>2 節水等の推進 地下水保全の取組などを学び、各家庭や学校などにおいて節水を実践します。</p> <p>3 雨水の有効活用 雨水貯留施設を整備します。</p>

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後	
93	事業者の取組例	文章	修正	<p>1 地下水保全対策 地下水保全の取組などを学び、水源かん養林の保全や地下水かん養域で生産される農産物の積極的な購入などにより地下水のかん養に貢献するとともに、事業活動において節水や水使用の合理化を実践します。</p> <p>2 環境保全型農業の実践 化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践します。</p> <p>3 家畜排せつ物の適正処理と堆肥等の活用 家畜排せつ物を適正に処理するとともに、堆肥等を積極的に活用した土づくりに取り組みます。</p> <p>4 森林整備事業 私有林の適切な維持管理や整備、森林整備を行います。</p> <p>5 環境保全協定 自主的な環境保全対策を事業者に促すため、環境保全協定を締結します。</p>	<p>1 環境保全型農業の実践 化学肥料・化学合成農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践します。</p> <p>2 家畜排せつ物の適正処理と堆肥等の活用 家畜排せつ物を適正に処理するとともに、堆肥等を積極的に活用した土づくりに取り組みます。</p> <p>3 森林整備事業 私有林の適切な維持管理や整備、森林整備を行います。</p> <p>4 環境保全協定 自主的な環境保全対策を事業者に促すため、環境保全協定を締結します。</p> <p>5 節水等の推進 地下水保全の取組などを学び、事業活動において節水や水使用の合理化を実践します。</p>
93	コラム:地球温暖化対策と節水	コラム	追加	—	コラムを追記
94	【都市圏が取り組む施策】①、③	表	修正	<p>① 地下水保全の推進 1 水資源保全意識の高揚 2 地下水質の保全 3 雨水有効利用の促進 4 地下水かん養対策の推進</p> <p>③ 豊かな森・海づくりの推進 …</p>	<p>① 豊かな森・海づくりの推進 …</p> <p>③ 節水等の推進 1 水資源保全意識の高揚 2 雨水有効利用の促進</p>
94	【都市圏が取り組む施策】③ 1 水資源保全意識の高揚	表	修正	事業例 節水運動、節水に関する講座開催 など	事業例 節水の取組、節水に関する講座開催 など
96	【現状と課題】	文章 2段落目	追加	—	事業活動においては、サプライチェーン全体における脱炭素の取組が求められるようになっており、脱炭素への対応が遅れると取引上のリスクとなる可能性があることから、中小企業にも早期の対応が求められています。また、国では脱炭素に関する先行投資支援と、炭素排出に対する賦課金・排出量取引制度を組み合わせた「成長志向型カーボンプライシング構想」が進められており、事業の持続可能性の観点から脱炭素に対応した事業活動への転換が重要となっています。

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後	
97	行政の取組例	文章	修正	<p>4 J-クレジットの活用促進 国内で運用されているJ-クレジット制度の普及啓発や当該制度の活用促進に取り組みます。</p> <p>5 カーボン・オフセットの推進 各市町村の環境イベントや事務事業で排出される温室効果ガスのカーボン・オフセットの取組を促進します。</p> <p>6 環境関連産業の活性化 豊富な太陽光エネルギー・水・緑といった地域特性を活かした環境関連産業の積極的な誘致に取り組みます。</p>	<p>4 J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの推進 国内で運用されているJ-クレジット制度の普及啓発や当該制度の活用促進に取り組みます。また、各市町村の環境イベントや事務事業で排出される温室効果ガスのカーボン・オフセットの取組を促進します。</p> <p>5 脱炭素経営の普及拡大 金融機関等と連携し、事業者の脱炭素経営実現に向けた取組を支援します。</p> <p>6 環境関連産業の活性化 豊富な太陽光エネルギー・水・緑といった地域特性を活かした環境関連産業の積極的な誘致・育成に取り組みます。</p>
97	住民の取組例	文章	修正	<p>2 森林管理に向けた協力 温室効果ガスの吸收源対策となる植林活動等に積極的に参加し、適切な森林管理に協力します。</p>	<p>2 自然環境の保全に向けた協力 温室効果ガスの吸收源対策となる植林活動や草原維持活動等に積極的に参加し、良好な自然環境の保全に協力します。</p>
97-98	事業者の取組例	文章	修正	<p>4 省エネルギー製品などの開発等 環境負荷を軽減する省エネルギー製品等の開発に係る事業を展開します。</p> <p>5 ESG投資を踏まえた事業展開 環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)を考慮した事業を行います。</p>	<p>4 先進的デジタル技術の開発 生産性及び快適性の更なる向上等、新たな価値創出を実現する先進的デジタル技術(AI、IoT、ドローン、AR等)を活用したシステムの開発・実証を行い、脱炭素ビジネスの展開につなげます。</p> <p>5 省エネルギー製品などの開発等 環境負荷を軽減する省エネルギー製品等の開発に係る事業を展開するとともに、住民がよりCO<sub>2</sub>排出量が少ない製品を選択できるよう、カーボンフットプリントの把握・表示に取り組みます。</p> <p>6 脱炭素経営への転換によるESG投資への対応 気候変動対策の視点を織り込んだ企業経営へ転換するとともに、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)を考慮した経営・事業活動を行うことで、ESG投資を呼び込みます。</p>
98	コラム:日常生活ができるカーボン・オフセットへの貢献	コラム	追加	—	コラムを追記
100	コラム:日常生活ができる適応策	コラム	追加	—	コラムを追記
101-105	—	イラスト	追加	—	各分野の適応策に関するイラストを掲載

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後	
101	① 農林水産業分野 【都市圏で懸念される影響】	表	修正	<p>農作物 ▷ 高温、多雨あるいは少雨による生育不良、品質の低下、収量への影響</p> <p>畜産 ▷ 気温の上昇による家畜の生産能力、繁殖能力の低下</p> <p>林業 ▷ 気温上昇や水ストレスによる樹木の成長抑制 ▷ 森林病害虫の分布拡大</p> <p>水産業 ▷ 海水温の上昇による漁場の変化 ▷ 藻場の減少や回復の遅れ</p>	<p>水稻 ▷ 品質の低下、収量の減少</p> <p>果樹 ▷ 果実の着色不良・遅延による品質低下</p> <p>病害虫・雑草等 ▷ 病害発生の増加、雑草の分布域拡大による農作物の被害</p> <p>農業生産基盤 ▷ 農地被害リスクの増加</p>
101	① 農林水産業分野 【農林水産業分野の適応策】	文章	修正	<p>○ 果樹 気温上昇によって病害虫の発生の増加が懸念されることから技術指導等を行います。</p>	<p>○ 果樹 高温による着果不良の増加が懸念されることから技術指導等を行います。</p>
101	① 農林水産業分野 【農林水産業分野の適応策】	文章	修正	<p>○ 野菜 気温上昇によって、冷涼地で育つ作物が育たないことや施設野菜の高温による着果不良の多発、越冬しやすくなることによる害虫の増加等の影響が懸念されます。気温上昇によるプラスの影響として農作物の増産等があることから、新しい品目や品種の導入を推進します。</p>	<p>○ 病害虫・雑草等 気温上昇によって、越冬しやすくなることによる害虫の増加等の影響が懸念されます。病害虫の種類や発生時期に応じた防除方法の見直し、気候変動に強い品種への転換等を推進します。</p>
102	① 農林水産業分野 【農林水産業分野の適応策】	文章	修正	<p>○ 林業 集中豪雨等の極端現象によって、林道への被害が生じる恐れがあることから、適切な間伐や下刈り実施による森林の健全化を進めます。</p>	削除
102	② 水環境・水資源分野 【都市圏で懸念される影響】	表	修正	<p>水環境 ▷ 降水パターンの変化に伴う河川への土砂流入量増加や、水温上昇による河川及び沿岸域の水質変化</p> <p>水資源 ▷ 無降水日数の増加による渇水リスクの増大</p>	<p>水供給(地表水・地下水) ▷ 渇水の頻繁化・長期化・深刻化</p>
102	② 水環境・水資源分野 【水環境・水資源分野の適応策】	文章	修正	<p>○ 水環境 公共用水域の水質調査を行い、水質の状況を把握とともに、ホームページ等で情報発信します。</p> <p>○ 水資源 水の重要性について住民の関心・理解を深めるための教育及び普及啓発活動を実施します。 また、地下水量を保全するため、水源かん養林の整備、水田を活用した地下水かん養事業、雨水浸透施設の設置拡大を推進します。</p>	<p>○ 水供給(地表水・地下水) 水の重要性について住民の関心・理解を深めるための教育及び普及啓発活動を実施します。 また、地下水量を保全するため、水源かん養林の整備、水田を活用した地下水かん養事業、雨水浸透施設の設置拡大を推進します。</p>

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
102	③自然生態系分野 【都市圏で懸念される影響】	表	修正 在来種 ▷ 動植物の分布域やライフサイクルの変化等に伴う生態系サービス <sup>30</sup> への影響 ▷ 種の絶滅リスクの高まり 外来種 ▷ 外来種の侵入や定着率の変化	自然林・二次林 ▷ 冬季の気温上昇等による生態系プロセスへの影響、分布適域の減少 分布・個体群数の変動(在来生物) ▷ 分布域の変化、ライフサイクル等の変化
103	④自然災害・沿岸域分野 【都市圏で懸念される影響】	表	修正 洪水・内水氾濫 ▷ 河川の流下水能力や下水道施設の排水能力を超える豪雨等による水害の発生 高潮・高波 ▷ 海面水位の上昇や、台風の大型化による高潮・高波の発生リスクの増大 土砂災害 ▷ 大雨の増加によるがけ崩れなどの発生	洪水 ▷ 短時間強雨や大雨の発生による水害の発生 内水 ▷ 極端な降水の頻度増加による内水氾濫リスクの増加 高潮・高波 ▷ 海面水位上昇、台風の強度増加等による高潮・高波リスクの増大 土石流・地すべり等 ▷ 山地の崩壊・がけ崩れ・土石流等の頻繁化
104	⑤健康分野 【都市圏で懸念される影響】	表	修正 暑熱 ▷ 夏季の気温上昇による熱中症患者発生数の増加と高齢者への影響の深刻化 ▷ 夏季の熱波の頻度が増加することで、熱ストレスによる死亡率や罹患率が増加 感染症 ▷ 感染症を媒介する動物の分布域変化により、動物媒介性感染症のリスクが増加 大気汚染 ▷ 気温上昇と生成反応の促進等により、大気中のオキシダント等の濃度増加による健康被害が増加	死亡リスク等 ▷ 気温の上昇による超過死亡の増加 熱中症等 ▷ 夏季の気温上昇による熱中症患者数の増加 大気汚染 ▷ 気温上昇と生成反応の促進等により、大気中のオキシダント等の濃度増加による健康に影響するリスクが増加
104	⑥産業・経済活動、生活分野 【都市圏で懸念される影響】	表	修正 産業・経済活動、生活 ▷ 大雨や台風等による各種インフラ・ライフラインの遮断、事業活動継続への影響、災害廃棄物の大量発生 ▷ 気温上昇による都市部におけるヒートアイランド現象の進行	水道、交通等 ▷ 大雨や台風による交通網やライフラインの寸断 暑熱による生活への影響等 ▷ 気温上昇及びヒートアイランド現象による昇温、暑さ指数(WBGT)の上昇
104	⑥産業・経済活動、生活分野 【産業・経済活動、生活分野の適応策】	文章	修正 ○ 災害廃棄物への対応 災害時には、災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関と連携して災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できる体制を構築します。	削除

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後
106	6-1 地域脱炭素化促進事業とは 冒頭	文章 修正	温対法第21条第5項により、市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることとされています(努力義務)。 地域脱炭素化促進事業とは、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(地域脱炭素化促進施設)の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一括して行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものと定義されています。	温対法第21条第5項により、市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが求められています(努力義務)。 ..... 本計画では、地域脱炭素化促進事業の創出を推進し、地域と共生し地域に裨益する再エネ事業の導入促進を図ります。
107	6-2 都市圏における地域脱炭素化促進事業 冒頭	文章 追加	—	本項では、地域脱炭素化促進事業に関し、都市圏共通の設定方針を記載します。具体的な設定基準及び考え方については、各市町村で個別に検討しました。市町村ごとの地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)は、「別紙 熊本連携中枢都市圏における地域脱炭素化促進事業」に記載しています。 また、(3)における地域脱炭素化促進施設の規模、(4)～(6)の取組について、各市町村が固有に設定する場合は、「別紙 熊本連携中枢都市圏における地域脱炭素化促進事業」に記載します。
107	(1) 地域脱炭素化促進事業の目標	文章 修正	本計画では、地域脱炭素化促進事業の創出・認定を推進し、地域裨益型の再エネの導入拡大を図ります。	都市圏における地域脱炭素化促進事業の認定件数の目標について、以下のとおり定めます。
107	(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域) ① 促進区域設定の考え方	文章 修正	再エネ促進区域は、「地区・街区指定型」「公有地・公共施設活用型」「事業提案型」の区分で設定します。	促進区域は、「公有地・公共施設活用型」「地区・街区指定型」「事業者提案型」の区分で設定します。
107	(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域) ① 促進区域設定の考え方	文章 修正	促進区域は、「地区・街区指定型」「公有地・公共施設活用型」「事業提案型」の	促進区域は、「公有地・公共施設活用型」「地区・街区指定型」「事業者提案型」の
107	■ 都市圏における促進区域の設定区分	表 修正	再エネ導入・自家消費を	再エネ導入及びエネルギーの自家消費を
107	■ 都市圏における促進区域の設定区分	表 修正	事業提案型	事業者提案型
107	■ 都市圏における促進区域の設定区分	表 修正	住民及び事業者等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定(現時点において具体的な提案がなくても、事業者及び住民等のニーズに応じて、促進区域を追加指定することを想定)	住民及び事業者による提案により、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定
108	(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域) ② 都市圏における促進区域	文章 修正	都市圏の促進区域については、「別紙 熊本連携中枢都市圏における地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」に示します。	都市圏の促進区域について、代表的な区域を以下に示します。 ※ 全体図を追記

## 第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案の変更について

前回ご提示した素案たたき(令和7年8月22日時点)からの変更は以下のとおり。(基本方針別の【都市圏が取り組む施策】の変更点は別紙参照)

頁	変更箇所	変更区分	変更前	変更後							
108	(3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	タイトル	修正	(3) 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	(3) <b>促進区域において</b> 整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模						
108	(3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	文章	修正	地域脱炭素化促進施設の種類は、太陽光発電とします。地域脱炭素化促進施設の規模は、建築物の屋根及び壁面に設置する場合には、促進区域及び事業の状況に応じた適切な規模とします。地上設置型太陽光発電については、熊本県環境影響評価条例及び熊本市環境影響評価条例(もしくは各市町村の環境影響評価条例)の対象規模未満(出力3万kW未満)とします。	地域脱炭素化促進施設の種類は、都市圏におけるポテンシャルが最も高い太陽光発電とします。地域脱炭素化促進施設の規模は、促進区域及び事業の状況に応じて、地域の環境の保全等に配慮した適切な規模とします。						
108	(4) 地域の脱炭素化のための取組	文章	修正	地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ、以下の脱炭素化のための取組を実施することとします。	地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ、 <b>以下の取組を実施する必要があります。</b>						
108	■ 地域の脱炭素化のための取組	タイトル	修正	■ 都市圏の促進区域における地域の脱炭素化のための取組	■ 地域の脱炭素化のための取組						
109	(5) 地域の環境の保全のための取組	文章	修正	地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、地域の環境を保全するために考慮すべき事項を下表のとおり定めます。地域脱炭素化促進事業の事業者は、事業計画において下表の事項に関する具体的な取組を設定することになります。また、これに加え、促進区域が含まれ市町村の条例等に掲げられた環境保全や環境配慮、景観要素等を踏まえた対策を講じることとします。	地域脱炭素化促進事業の認定を受けようとする事業者は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」太陽光-表3及び太陽光-表4に定められた、環境の保全に適切に配慮するための措置を講じる必要があります。加えて、促進区域が含まれる市町村の条例に従い、取組を実施する必要があります。						
109	(5) 地域の環境の保全のための取組	表	修正	■ 都市圏の促進区域における地域の環境の保全のための考慮すべき事項(共通事項) <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮すべき事項</th> <th>取組の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音による影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。</li> <li>✓ 地域の環境、騒音、振動に係る環境基準、騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水の濁りによる影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・かん養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。</li> <li>✓ 漁業権が設定されている場合、飲用水や農業用水等としての利水が行われる場合、必要な対策を実施すること。</li> <li>✓ 沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	考慮すべき事項	取組の考え方	騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。</li> <li>✓ 地域の環境、騒音、振動に係る環境基準、騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> </ul>	水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・かん養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。</li> <li>✓ 漁業権が設定されている場合、飲用水や農業用水等としての利水が行われる場合、必要な対策を実施すること。</li> <li>✓ 沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>	表を削除
考慮すべき事項	取組の考え方										
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。</li> <li>✓ 地域の環境、騒音、振動に係る環境基準、騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。</li> </ul>										
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・かん養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。</li> <li>✓ 漁業権が設定されている場合、飲用水や農業用水等としての利水が行われる場合、必要な対策を実施すること。</li> <li>✓ 沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>										
109	(6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	表	追加	① 地域の経済活性化に資する取組 ② 地域の課題解決に資する取組 ③ 地域の防災対策の推進に資する取組	■ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 ※ 具体例を表形式で記載						
111	■ 推進体制図	図	修正	熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議	ゼロカーボン社会・くまもと県民会議 ※ 荒尾市の記載位置を変更						